三田市立図書館が「視覚障害者の対面音訳希望を障害の等級を理由に断った」件などについて、１０月１７日に再質問書を市立図書館と三田市文化スポーツ課へ送付していました。その回答が１０月２９日に届きました。再質問書は視覚障害者の「対面音訳」と「郵送貸出」の２通に分けました。今回もまた図書館からの回答はありません。図書館が直接の当事者なのに回答は文化スポーツ課からだけです。それに、わたしたちは責任者である平岡館長と横溝課長に宛てて質問をしているのですが、何故かこの件については、前回も今回も課長名ではなく課名での回答です。責任回避の姿勢を感じています。

回答に対するわたしたちの見解は述べたいと思います。わたしたちはこの回答を全く評価しません。図書館のあり方、障害者サービスのあり方について、この方たちはちゃんと理解していないのではないか、そういう疑念がますます膨らみました。以下に順次述べていきます。なお、回答の引用は一部省略したりして原文通りではありません。また、下線は筆者によるものです。

なお、三田市文化スポーツ課の回答そのものも、この後に掲載していますのでお読みください。

◆「郵送貸出」についての再質問◆

視覚障害者に専用資料を貸し出す「運用設定」がなかった?!

１．　Ｂさんに何故視覚障害者専用資料の案内がされなかったのか。

回答はこう述べています。**＜正しい案内ができなかった点については、障害者サービスの運用の中で、視覚に障害のある方が来館した時に専用資料を貸出する運用設定が無かったためです。この点については、図書館に改善指示をいたしました。＞**

専用資料の貸出は、わざわざ来館した視覚障害者に対して真っ先に説明しなければならないことです。それが「運用設定」になかったというのです。普通の図書館なら、「設定」があろうとなかろうと、普通にやられている、普通のことです。わざわざ「設定」などは不要の、障害者サービス担当なら当たり前の仕事です。大層な言い方で釈明していますが、つまりは三田市立図書館では障害者サービスに対する認識がほぼゼロだった、と告白していると言わなければなりません。そのことを詫びもせず、「改善指示をいたしました」です。三田市にはまったく責任がないと言うのでしょうか。そして、改善指示を受けた当事者の図書館は「沈黙」。呆れました。

明文規定がないのに「等級制限」を実施している

２．　「郵送貸出」を４級以上に限定した理由とその明文規定の開示。

その回答。**＜文書の保存期間が過ぎており、確認できる書類がないためわかりませんでした。しかし、他市も同様の規定があり、近隣市を参考に設定されたものと推**

測されます。＞

明文規定は破棄して確認できない、近隣市の規定を参考にして決めたのだろう――推測だけに基づくなんとも無責任な言い分です。決めた時も自主判断ではなく、近くの市のまねをしただけ。４級以上に制限しなければならない必然性があったわけではなかったのですね。なによりも、根拠になる文書が存在しないのに、なぜ「４級以上」を継続実施しているのか不可解です。「郵送貸出」は前に述べた通り、三田市図書館条例施行規則第１６条に定められていて、そこには「等級制限」は設けられていません。ですから、他に根拠がないのなら、この規則が適用されなければなりません。因みにこの規則は平成２６年２月に設けられ、２９年３月に一部改正されましたが、当該条項はそのまま生きています。三田市は障害者の「郵送貸出」について、等級制限を撤廃しなければなりません。制限を続けている現在の状況は、自らが決めた規則に違背しています。

そのために作った電子図書館なのに案内無し

３．　来館困難な４級未満の視覚障害者への「合理的配慮」。

その回答。**＜図書館入口から受付カウンターの相談コーナーまで誘導マットを敷設しております。来館しないでも読書や調べものができる様に、電子図書館サービスを実施しており、視覚障害者用のページも用意しているなど他館では取り組み例の少ない対応を行っております。今後引き続き、柔軟な対応を進めます。＞**

視覚障害者のため他市に先駆けて開設したと大宣伝し、コンテンツ検索のための便利なシステムも構築した自慢している電子図書館を、合理的配慮の一つとして挙げています。でも現実はどうだったでしょう。Ｂさんには電子図書館について何の案内も説明もありませんでした。あれだけ自慢していながら、現場ではお知らせもお勧めもしない。この格差は何でしょう。要するに「作って宣伝することに意味がある」のであり、実際に使って貰おうなどとは考えていない。もっとも、視覚障害者には使いにくいシステムであり、使えたとしてもコンテンツはわずか、実際に借りてみたらひどい誤読で意味不明、という悪評ばかりの電子図書館です。本気では勧められないのでしょう。筆者の友人は夏目漱石の「吾輩は猫である」を聞いてみて驚愕、余りの酷さにふざけているのかと思ったと話し、「漱石先生にお詫び申し上げねば」と嘆いていました。皆さんも電子図書館の読み上げソフトを是非試してみてください。落語より面白く、また頭の体操になりますよ。もう一つの誘導マット、たったあれだけの距離で役に立つと考えているとしたらお笑い草です。点字録音室をよく使っている視覚障害者がおられますが、誘導マットはそこまですら延びていません。これも、実効性はどうでも良く「設置したという事実」だけに意味があったのでしょう。

◆「対面音訳」等についての再質問◆

希望した人に対して、「希望があれば実施」とは…

１．　Ｂさんの対面音訳は実施されているのか。

その回答。**＜対面音訳の希望があれば実施をいたします。＞**

何という答え方でしょう。もともとＢさんは対面音訳を希望しておられたのです。それを「４級以下だからダメ」と読む権利を踏みにじり、さらにそれは間違いと指摘されると、お断わりしたにもかかわらず三人もの“偉い人”たちが自宅へ「謝罪」に押しかけました。Ｂさんをすっかり委縮させてしまったようです。こういう行為が時として、威圧になるという自覚が三田市職員にはないのでしょうか。「希望があれば実施する」ではないでしょう。間違って理不尽にも断ったのですから、「申し訳ありませんでした。どうか対面音訳をやらせてください」とお願いするのが筋ではありませんか。丁寧に謝罪したって本当ですか。真摯な反省が感じられない回答です。

「謝罪はしていないが、理解していただく予定」

２．　Ａさんへの説明・謝罪はなされたか。

その回答。**＜現時点でＡさんに対しては、改めて説明・謝罪はしておりませんが、図書館から別途お話をし、ご理解をいただく予定にしております。＞**

間違ったことを直接伝えた当事者のＡさんには、未だに何の対応もしていないことが分かりました。間違った内容がそのまま視覚障害者仲間に伝えられるかもしれないのです。「対面は４級以上じゃないとダメなんだって」と。それなのに、「ご理解をいただく予定」とは何でしょうか。こんな態度ではご理解はいただけないかもしれませんね。なんとも悠長なものです。「悪いことをした」という認識・意識が皆無なのが良く分かる回答です。無責任なうえ、障害者を見下してはいませんか。

ＴＲＣに対する市の評価は永久に不変？

３．　障害者の「読む権利」を侵害したＴＲＣに対する三田市の認識・評価。

その回答。**＜認識の違いにより誤った対応となりましたが、ＴＲＣに対する評価に大きく左右するものではないと考えております。＞**

まず、「認識の違いによる誤った対応」について。障害者サービス担当なら知っていなければならない「基本の基」のことを「認識の違いによる」ですって？　何という甘い評価でしょう。担当を降ろすくらいの「処分」を求めるべきだと私たちは考えます。一般の利用者と同様に障害者に保障されている読書の手段を侵害したのですから、たとえそれが「知らなかった」ためであっても、結果として明らかに障害者差別です。事態は決して軽くありません。「ＴＲＣに対する評価**に**大きく左右するものではない」そうですが、ここは「評価**に**」でいいのでしょうか。助詞の「**に**」の使い方、間違っていませ

んか。余計なことですが…。兎に角、「これしきのことで評価を変わりません、ＴＲＣを信頼しています、三田市としては高く評価しています」ということですね。なんとも甘々の評価です。だから、再発防止策の指示も無しなのでしょう。三田市はどうしてこの企業にこんなにも肩入れしているのでしょうか。無理々々導入した指定管理者制度が挫折しては困る、だから何にでも目をつぶる――そういうことなのだろうな、とわたしたちは感じています。

否定は出来ないから、持って回った言い方に

４．　ボランティア団体へ「障害等級による対面制限」を通知した理由。

その回答。**＜貴会からご指摘の「積極的通知」について、図書館に問い合わせましたが、該当する通知を確認することができませんでした。＞**

この回答も持って回った言い方です。「該当する通知を確認することが出来なかった」と言うのですから、図書館が「そんな通知をした覚えはない」と明確に否定したのではありませんね。そうです、否定したら嘘になるからです。だから図書館は三田市に対しても、ぼかした言い方しかできない。図書館のそんな答えをまともに受けて回答を作った文化スポーツ課とは、一体何をするセクションなのでしょう。子どもの使いじゃあるまいし。それとも市職員もグル？　わたしたちは「明確な内部証言」を持っているのです。それを公開できないのが残念です。

兎に角ＴＲＣを守らなきゃ、自分に跳ね返るから？

５．　図書館自身の回答が何故示されないのか。

その回答。**＜９月２５日付の回答は、三田市からの回答となっておりますが、見解については、市と相違はございません。＞**

わざわざ「９月２５日付の回答は」と断っています。今回の再質問に対しても図書館からは回答がありませんが、今回の回答については、市と図書館に「見解の相違があるかもしれない」と示唆しているようにも受け取られます。いずれにしても、三田市文化スポーツ課が前面に出て、懸命にＴＲＣをかばって守っている印象を強く持ちます。まるで出来の悪い子の尻ぬぐいに駆けずり回る親のようです。もっとも、ＴＲＣを批判すれば、優秀な企業だ、素晴らしい図書館運営だ、と持ち上げてきた自分たちに跳ね返ってくる。それでは困るという意識が強く働くのでしょう。でもやっぱり、ここまでしてやるか、と感じてしまいます。

「個性」の意味については再々質問中です

６．　「個性」という用語の使い方について。

その回答。**＜貴会の認識の「極めて無神経で失礼な、障害者を見下した表現」として「個**

性」という言葉を使用したのではありませんので、９月２５日付けの回答に不適切な内容はないと認識しております。＞

「……の表現として、使ったのではない」と述べています。わたしたちは「個性」という言葉を、「それが一般的に表す意味」で使ったのなら「不適切で失礼だ」と指摘したのです。そうでないと言うなら、「個性」という言葉に「どういう意味を持たせて」使ったのかを答えなければなりません。しかし、それが全く分からない。そこで、この点については再々質問をしました。回答があり次第報告します。

以上、項目別にコメントしてきました。皆さんはどうお考えでしょうか。

（2018 年 11 月 3 日）